

主な指摘事項【共同生活援助】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	利用者負担額等の受領	障害福祉サービス等において提供される便宜に要する費用のうち、以下のものについて、費用の内訳及び積算根拠が不明確であるため、当該費用の内訳及び積算根拠を明らかにした上で運営規程に定め、かつ当該費用の受領について、重要事項説明書に明記するなどにより利用者又はその家族等に事前に十分な説明を行ったうえで、その同意を得ること。 【光熱水費、日用品費、通信費】	1件
運営	共同生活援助計画の作成等	アセスメント及びモニタリングに当たっては、サービス管理責任者が利用者に面接して行い、記録において、面接実施日及び面接者氏名を明記するなどしてその事実を明らかにすること。 事業所におけるアセスメントに係る記録において、サービス管理責任者として配置されていない従業者が面接実施者として記載されているものが散見された。当該業務はサービス管理責任者が行うべきものであるため、確実にサービス管理責任者として配置された者が実施するよう改めて徹底を図ること。 サービス管理責任者は、共同生活援助計画の原案を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得たうえで、当該計画を利用者に交付すること。また、当該様式において計画の作成者氏名、説明者氏名、交付日等を明記するか、又は別途記録を作成するなどして必要な事実が分かるようにすること。 サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等との相互連携を図るために、当該事業者等が実施するサービス担当者会議に参加し、また、利用者に係るモニタリング結果を相互に交付するなどして連携強化を図ること。更に、これらを行ったことが分かる記録を作成し、事業所に保管すること。	1件
運営	勤務体制の確保等	法人代表者であっても管理者として勤務している場合は、職種、勤務場所、常勤・非常勤の別、兼務の状況を明記した辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。 一部の従業者について、雇用契約書や辞令書等が確認できなかったため、職種、勤務場所、常勤・非常勤の別、兼務の状況を明記した雇用契約書や辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。 一部の従業者の雇用契約書について、職種及び勤務場所の記載が不明確であったため、職種名及び事業所の名称を明記した辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。 一部の従業者について、雇用契約書における雇用期間を超過していたものが見受けられたため、契約更新の必要がある場合は、期限が到来するまでに雇用契約の更新を行うこと。	2件
運営	業務継続計画の策定等	事業所において策定した感染症に係る業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な訓練を定期的を実施するとともに、実施に係る記録を作成すること。	1件
運営	非常災害対策	定期的に避難、救出その他必要な訓練を行い、その実施内容を記録するとともに事業所において保管すること。当該訓練の実施に当たっては、火災、地震及び風水害のそれぞれの発生を想定した内容で行うこと。	1件
運営	事故発生時の対応 運営基準：事故発生 の防止及び発生時の 対応	サービスの提供により発生した事故について、被害を受けた利用者が医療機関等を受診した場合には、当該利用者の支給決定を行っている市町村に対し、すみやかに事故報告書を提出すること。 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	2件
報酬	人員配置体制加算 (Ⅰ)	当該加算は、基準上配置すべき世話人等の人数に加え、利用者数に応じて、一定数の世話人等を加配した場合に算定できるものであるが、事業所において、当該加算の算定に当たり必要な世話人等の配置がされていないことが確認された。については、自主精査の上、加算要件を満たさない月について当該加算を返還すること。	1件
報酬	福祉・介護職員等処 遇改善加算(Ⅲ)	当該加算は、キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを満たすことが算定要件となるが、下記の3点について要件を満たしていなかった。 ①キャリアパス要件Ⅰのロにおける職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めていなかった。 ②キャリアパス要件Ⅱのイにおける資質向上の目標及びイニにおける資格取得のための支援の計画策定が実施されていなかった。 ③キャリアパス要件Ⅲのイーにおける経験に応じて昇給する仕組み及びイニにおける資格等に応じて昇給する仕組みを設けていなかった。 今後は①について書面で整備し市に提出すること。また、整備した内容をすべての福祉・介護職員に周知すること。 ②③については書面で整備又は処遇改善計画書の内容を必要に応じて修正し市に提出すること。また、整備した内容又は修正した処遇改善計画書をすべての福祉・介護職員に周知すること。	1件